

2023年5月24日

貿易関係証明申請者各位

名古屋商工会議所
貿易証明担当

貿易関係証明ルールの変更について

平素から名古屋商工会議所の貿易関係証明をご利用いただき、誠にありがとうございます。

貿易関係証明ルールは、日本商工会議所が定める全国統一基準を基に、地域の状況等を勘案して名古屋商工会議所にて定めております。今般、当該基準の見直しが行われたことにより、当該ルールを下記の通り変更します。

必ずご確認ください、適切なルールに基づき申請願います。

記

1. 原産地証明書 4 欄(Country of Origin 原産国)の認証前追記・訂正と 9 欄(Declaration by the Exporter 輸出者宣誓)の認証前訂正は不可となります。

原産地証明書が商品の原産地を証明する目的であることを鑑みれば、4 欄・9 欄は、原産国および署名者の宣誓を正確に記載することが必要であり、申請前に申請者がその点を確認済みの内容です。従いまして、当該事項に不備があった場合は、窓口での訂正は認めず、再作成をお願いし、改めて正しい内容をご申請いただきます。

<訂正ができない例>

4 欄：原産国「Japan」のスペルミス。原産国「Thailand」が記載漏れ。

9 欄：日付がインボイスの日付よりも過去になっている場合の訂正。

署名者のローマ字氏名のスペルミス。

2. 貿易条件(例：FOB Nagoya)は、6 欄(Remarks 備考)のみに記載可能となります。

これまでは貿易条件の 7 欄への記載を認めていましたが、あくまで 7 欄(Description of goods 商品名)は商品に直接的に関係する項目のみを記載するべきとの判断のためです。

3. 7欄(Number and kind of packages 梱包数と種類) と 8欄(Quantity 数量)に記載する梱包の種類を表す単位及び数量単位は、以下の2つのパターンのみ記載可能です。

①正式な名称

②略称を使用する場合は一般的な名称

原産地証明書が公的な性質を備える以上、原則は「PIECES」等、正式な名称を使用し、略称を使用する場合、自社のみや取引間のみで使用される略称はふさわしくないため、「PCS」等、一般的な略称の記載のみを認める趣旨です。

また、例えば「Meter」(メートル)を「MT」と表記すると、重量を表すメトリック・トンと認識する可能性があるため、誤認識の防止目的もごございます。

<記載ができない例(あくまで一例です。)>

梱包の種類を表す単位：「Carton」を「CAR」と表記。

数量を表す単位：「Piece」を「PE」や「PA」と表記。

「Meter」を「MT」と表記。

「KG」を「K」と表記。

4. 変更開始日

上記1. ～3. の適用開始日は、**2023年6月1日(木) AM 9:00** からとします。

以上

本件に関するご連絡先：名古屋商工会議所 貿易証明担当

TEL 052-223-5721(又は 5725)

証明受付時間：月～金（祝祭日・年末年始除く） 9：00-12：00、13：00-16：30